



10

2024
(令和6年)
No.230

ハローキティとマイメロデイがやってきた♪



★
友だち追加
@SHIKITOWN



★
チャンネル登録
配信アプリ

INDEX

保育園・認定こども園の入園申込受付	3
支援・給付金のご案内	4-5
まちかど News	8-9
情報パーク	10-17
テレビなどチャンネル再設定のお願い	21

ページ

「ハローキティ」と「マイメロディ」が
すばる幼稚園にやってきました！



(株)サンリオの人気キャラクター「ハローキティ」と「マイメロディ」が、すばる幼稚園に登場し、クイズやダンス、記念撮影などで園児とわくわく広場の親子180人に笑顔を届けました。(株)サンリオの社会貢献活動「Sanrio Nakayoku Project」の一環で被災地支援として企画されました。

「幸せなら手をたたこう」の音楽に合わせたダンスでは、園児は手拍子をしたり、足踏みをしたりして楽しく体を動かしました。



©2024 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. GS650033

令和7年度

放課後児童クラブ入会申請のご案内



保護者および祖父母が仕事などの理由により日中家に不在で、学校の放課後や長期休業期間に保育する事が困難な家庭の児童を対象に、家庭に代わって安心して過ごすための「生活の場」として、志賀・富来の両地区に放課後児童クラブを設置しています。

令和7年度の入会受付を始めますので、入会を希望する人は申請書を各放課後児童クラブへ提出してください。申込多数の際は、特別な理由がない場合、入会の希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。

対象学年	小学校1年～6年生
負担金	保育料 6,000円(児童1人月額) おやつ代 2,000円(児童1人月額) 保険料 800円(児童1人年額)
申請書	新1年生：保育園などから配布 1～5年生：学校から配布
提出期間	10月1日(火)～10月31日(木)
提出先	入会希望の児童クラブへ直接提出
入会の優先順位	入会基準を満たしている児童について、以下の順で入会を決定します。 ① ひとり親家庭 ② 低学年の児童 ③ 学年が同じ場合…保護者の勤務日数や時間、近隣の親族の有無などを考慮し、優先順位を決定します。



☎ 志賀放課後児童クラブ (志賀小学校に隣接) ☎32-0384 / ☎ 富来放課後児童クラブ (富来中学校校舎内) ☎090-2128-0636

保育園・認定こども園の 入園申し込みを受け付けます



令和7年度の入園申し込みを受け付けます。申込書に必要事項を記入し、入園を希望する施設へ提出してください。
(新規入園、継続入園ともに申し込みが必要)

受付期間 10月1日(火)～18日(金)まで

入園期間 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)まで

支給認定区分	対象とする子ども	利用施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園、 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	

◎2号・3号認定は、保護者の就労時間などにより、最長11時間利用できる「保育標準時間」と、最長8時間利用できる「保育短時間」に区分されます。

教育・保育給付認定

保育園・認定こども園などを利用する際は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

入園基準

保護者や同居の親族が就労や疾病などで子どもを保育できない場合

保育料

全ての児童の保育料、副食費は無償です。ただし、特別保育事業(延長保育・一時保育・休日保育)にかかる費用やその他利用料(保護者会費、雑費など)については、保護者負担となります。

町内施設一覧(公立2カ所、私立1カ所)

*いずれの施設も、生後2カ月からの受け入れとなります。

区分	町内施設	所在地	電話番号	定員	保育利用可能時間(月～土曜日)		特別保育	
					教育(1号)	保育(2・3号)	延長保育(※)	休日保育
公立	高浜保育園	高浜町	☎ 32-0214	145人	【保育短時間】 8:30～16:30 【保育標準時間】 7:30～18:30	月～金曜日 8:00～16:00	【保育短時間】 7:00～8:30 16:30～19:00	○
	とぎ保育園	富来領家町	☎ 42-0366	126人			【保育標準時間】 7:00～7:30 18:30～19:00	
私立	幼保連携型 認定こども園 すばる幼稚園	高浜町	☎ 32-2640	250人	【保育短時間】 8:00～16:00 【保育標準時間】 7:30～18:30	月～金曜日 8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～19:00	○

(※)延長保育は別途料金が必要です。

申し込み方法

新規申し込みの人	継続利用の人	町外の施設を利用する人
①保育園または子育て支援課窓口で教育・保育給付認定申請書兼入所申込書を受け取ってください。 ②必要書類をそろえ、入所申込書と一緒に希望する施設へ提出してください。 ③志賀町から支給認定証を交付します。(2月頃予定) ④志賀町から入所承諾書を交付します。 ⑤決定した施設を利用できます。	①施設から教育・保育給付認定現況届を兼ねた入所申込書を配布します。 ②必要書類をそろえ、入所申込書と一緒に施設へ提出してください。 ③志賀町から入所承諾書を交付します。 ④決定した施設を継続利用できます。	保護者の勤務先が町外であるなどの理由で、町外の幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望する人や、すでに利用している人で継続を希望する場合は、子育て支援課窓口で手続きが必要です。

補助

拡充

宅地復旧・住宅耐震化に関するご案内

広報しか9月号6ページにお知らせしました、宅地復旧・住宅耐震化に関するご案内の内容が拡充されました。

地震による液状化などで宅地や住宅に被害が出た方々に活用いただける制度を2つご紹介します。



宅地 被災宅地等復旧支援事業

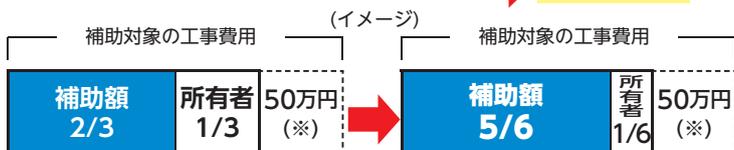
液状化などで被害を受けた宅地の復旧、地盤改良などを補助

補助額

最大 **766万円** (最大の補助対象額:1,200万円)

最大 **958.3万円** (最大の補助対象額:1,200万円)

※補助対象額から50万円を控除した額の2/3を補助 → **5/6** を補助



補助内容

擁壁・地盤・宅地のり面などの復旧、住宅の地盤改良、傾斜修復 など



住宅 住宅耐震化促進事業

地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修などを補助

補助額

改修工事 最大 **150万円** (定額補助)

最大 **280万円** (定額補助)

診断 **15万円**

設計(補強計画) **10万円**

県内一の補助額



補助内容

地震で耐震性が低下した住宅の耐震改修、傾斜修復 など

※補助を受けるには耐震診断を受ける必要があります。

9月24日(火)から受付開始

問 まち整備課 ☎ 32-9211

令和6年度

志賀町低所得者世帯支援給付金

エネルギー・食料品価格などの物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得者世帯に対し、その経済的な負担を軽減するため支援給付金を支給します。

支給対象世帯・支給額

① 令和6年度 新たに住民税非課税となった世帯 …… 【支給額：1世帯当たり **10万円**】

② 令和6年度 新たに住民税均等割のみ課税となった世帯 (定額減税前) …… 【支給額：1世帯当たり **10万円**】

※令和5年度エネルギー・食料品価格等高騰緊急支援追加給付金(令和5年度住民税非課税世帯)、低所得者世帯支援給付金(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯)・子ども加算を受給した世帯は、支給対象外です。

③ 子ども加算支援金 …… 【支給額：子ども1人につき **5万円**】

①②の対象世帯には、10万円に加えて子ども加算支援金が支給されます。

※18歳以下の子どもとは、平成18年4月2日から令和6年10月31日に生まれた子ども。

支給要件

- ・令和6年6月3日現在、志賀町に住民登録がある世帯。
 - ・世帯全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族から税法上の扶養を受けていないこと。(例：親族に扶養されている一人暮らしの学生、子に扶養されている高齢者夫婦など)
- ※世帯主に支給されます。

支給方法

本給付金に該当すると思われる世帯には、9月下旬以降に確認書・申請書を送付します。

支給要件を確認の上、提出してください。【提出期限：10月31日(※)】

※志賀町に住民票がなくても、DV(ドメスティック・バイオレンス)などで住所地以外から避難中の人で、一定の要件を満たせば受給できる場合がありますので、相談してください。

※租税条約による住民税の免除を受けた人を含む世帯は、支給対象となりません。

健康福祉課(低所得者世帯支援給付金担当) ☎ 32-9131

令和6年 能登半島地震 被災世帯 緊急支援給付金

令和6年能登半島地震で被災し、令和5年度分の住民税が全額免除される水準となった者（住民税均等割全額免除水準者）を含む世帯について、令和5年度住民税均等割非課税世帯として扱い、経済的な負担を軽減するため支援給付金を支給します。

支給対象世帯

- 1) 令和6年1月1日（発災日）において、志賀町に居住している世帯の場合
以下①および②を全て満たす者を含む世帯
 - ①令和6年1月1日において、志賀町に住民登録がある者
 - ②令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、令和5年度分の住民税が全額免除される水準となった者
- 2) 令和6年1月1日（発災日）において、志賀町以外の市町村に居住している世帯の場合、申請が必要となりますので、下記連絡先まで問い合わせてください。（非住家対象外）
※令和5年度分の住民税が全額免除される水準となる者とは、原則、所有する住宅（住家）のり災証明書の被害の程度が「全壊」で、令和5年度（令和4年分）の合計所得金額が500万円以下の人です。

支給額

1世帯当たり **10万円**

平成17年4月2日から令和6年11月25日に生まれた子どもを世帯内で扶養している場合…**子ども1人につき5万円加算**

支給方法

本給付金に該当すると思われる世帯には、10月以降に確認書を送付します。
支給要件を確認の上、提出してください。【提出期限：11月25日(月)】
※被災した住宅や被災した家財の存する住宅に居住する世帯が、低所得者向け給付の支給を受けている場合は支給対象外。

志賀町定額減税 調整給付金

国の物価高への支援の一環として、令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税で「定額減税」が行われていますが、その定額減税が十分に受けられないと見込まれる人に対し、定額減税しきれなかった差額相当額を調整給付金として支給します。

支給対象世帯

定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人。

定額減税可能額

- 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
- 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

減税対象人数

- 納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族
(16歳未満扶養親族含む)
- ※控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く。

支給額

①と②の合算額を1万円単位に切り上げた額

- | | | | |
|---|------------------|---|-----------------|
| ① | 所得税分定額減税可能額 | － | 令和6年分推計所得税額 |
| ② | 個人住民税所得割分定額減税可能額 | － | 令和6年度分個人住民税所得割額 |

※令和5年分の所得税額に基づき、給付額が算定されます。令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度に支給します。

支給方法

本給付金に該当すると思われる世帯には、10月以降に確認書を送付します。
支給要件を確認の上、提出してください。【提出期限：11月28日(木)】

給付に関すること ☎ 健康福祉課 ☎ 32-9131 税額に関すること ☎ 税務課 ☎ 32-9142



各種給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。
志賀町がATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。